

平成 26 年第 2 回庄原市議会定例会

# 所管事務調査報告書

広島県庄原市議会

教育民生常任委員会

## 目 次

1. 窓口対応のあり方について	1
2. 定期的な予算進捗状況の確認について	3
3. 定住対策としての教育、保健医療施策について	4
4. 男女共同参画プランについて	6
5. 指定管理における保育指導体制について	8

## 窓口対応のあり方について

### 〔調査事項〕

窓口対応のあり方について

### 〔調査方法〕

担当課から聞き取り

### 〔調査期間〕

平成 26 年 1 月 27 日

### 〔調査内容〕

#### 1. はじめに

現在、市役所本庁の窓口配置が対面となっていないため、市民から「相談等に行こうとする課にはどう行けば良いのかわかりづらい」という意見が寄せられている。また、相談等に來られた市民に対する職員の接遇が、担当課によりまちまちであるとの声も聞くことから、今回の調査事項としたものである。

#### 2. 本市における窓口対応の現状について

##### (1) 接遇マナーなどの取り組み状況（総務課）

庄原市人材育成基本方針では、庄原市がめざすべき職員像として、次のことを掲げている。（以下抜粋）

【市民起点】市民に対してやさしさを持ち、親切・丁寧な態度で接遇ができる職員

【経営感覚】市民を行政サービスの顧客と捉え、市民満足度を重視したサービスを提供できる職員

【自律と創造】行政のプロフェッショナルとして自己研鑽に努め、豊かな感性と高い専門性を持ち合わせた職員

##### (2) 窓口対応について（市民生活課）

窓口配置を対面方式にしたほうがよいのではないかと委員の提案に対する回答は次のとおりである。

回答：対面方式が良いと思うが現状の形態を変えることはできない。照明位置の問題等もあり、構造的に対面方式は導入できないと考える。しかし、市民満足度を高める接遇に職員一同努めており、これからも研鑽を続けていく。

#### 3. 課題について

庄原市役所の構造的問題に起因するのだが、市民利用度の高い市民生活課が対面となっていないことである。また、課を表す案内板（サイン）も分かりづらく、更には、どの職員に尋ねればいいのか分からないのが現実である。

#### 4. まとめ

複数の市町から資料を取り寄せ検討を加えたが、庁舎入口に案内所を設けているところ、本当に大きな看板を掛けているところ、プライバシーに配慮した仕切りを設置しているところ等々、それぞれ工夫されている様にした。

本市の場合、人材育成基本方針を示し、各課でそれぞれが市民に対応しているのが現状である。しかし、各課での対応にはそれほどのバラツキも感じられずクレームも発生していないと思えるが、より一層の市民満足度をめざして研鑽されたい。

案内所は経費的に難しいということは理解できるので、せめて、案内看板はより分かりやすいものを検討し採用されることを望む。

## 定期的な予算進捗状況の確認について

### 〔調査事項〕

定期的な予算進捗状況の確認について

### 〔調査方法〕

委員で現状・課題について協議

### 〔調査期間〕

平成 26 年 1 月 15 日

### 〔調査内容〕

#### 1. はじめに

執行者においては、3か月ごとに予算の執行状況が担当課より担当副市長に報告されている。3常任委員会でも同様な説明を受けることが出来れば、決算審査、次年度の予算審査に活かされるのではとの思いから、調査事項としたものである。

#### 2. 現状について

常任委員会による定期的な予算進捗状況の確認は行われていない。

#### 3. 課題について

予算審査特別委員会で審査を行い可決した予算について、どの程度の確認をするのかを全議員で協議する必要がある。

#### 4. まとめ

「事業仕分け」のイメージで、単に予算の進捗状況を確認するということではなく、予算を投入するに値する事業か否かを図る道を探るものである。

事業ありきの予算ではなく、最小の経費で最大の効果を生む予算としたい思いから調査事項としたものであり、議員各位のアイデアを望むものである。

## 定住対策としての教育、保健医療施策について

### 〔調査事項〕

定住対策としての教育、保健医療施策について  
(森のようちえん「まるたんぼう」について：鳥取県智頭町)

### 〔調査方法〕

現地視察

### 〔調査期間〕

平成 26 年 1 月 31 日

### 〔調査内容〕

#### 1. はじめに

本市にどうやったら若者が定住（IターンやUターン含む）してくれるかという観点から所管事務調査項目とした。

#### 2. 本市の状況について

本市では、定住に向けた各種施策は実施しているが、他市と比べて胸を張れる状況とは思えない。補助金を支給すれば定住につながるのではという安易な発想が見受けられる。

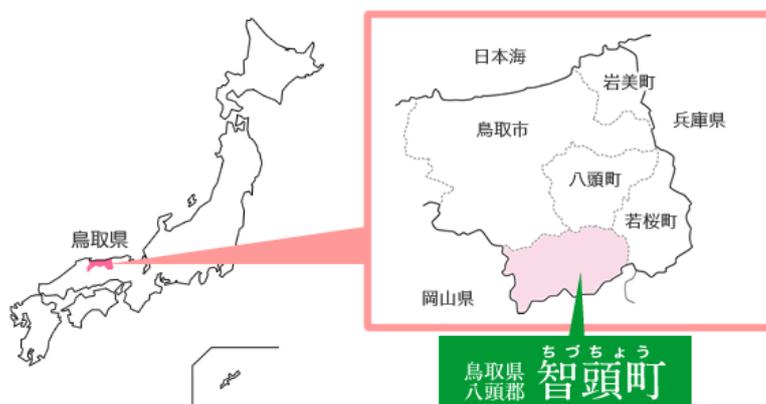
#### 3. 課題について

定住に向けた教育、保健医療施策への若者の意見が十分に反映できていないのではないか。若者が住みたい、住み続けたいと思える教育、保健医療施策となっていない。

#### 4. 森のようちえん「まるたんぼう」について（鳥取県智頭町）

(1) 鳥取県智頭町の概要（町ホームページから抜粋）

##### ①位置



②人口・世帯数（平成 26 年 2 月 3 日現在）

人口／7,780 人

世帯数／2,770 世帯

高齢化率／36.17%

## (2) まるとんぼう誕生の経緯

平成 20 年度、智頭町百人委員会が設置され、委員の提案企画事業により、平成 21 年度から予算化され、事業がスタートした。

NPO 法人のまるとんぼうが、智頭町・鳥取県から 3 分の 1 ずつ助成を受け、森のようちえんを運営している。視察時の園児数は次のとおりである。

3～5 歳児クラス：28 名

1～3 歳児クラス（親子参加）：7 名

まるとんぼうが大切にするもの【保育方針】（「ご案内のしおり」より抜粋）

自然の中でのびのびと⇒「智頭の町がそっくりそのまま園舎です」

楽しく仲良くたくましく⇒「人との関わりや知恵を学びます」

その子のペースでゆっくりと⇒「信じて待つ保育を行います」

## 5. まとめ

本委員会は、森のようちえん「まるとんぼう」の開設により若者定住が増えている鳥取県智頭町を訪ね、寺谷町長から直接お話を伺った。町長は 87 集落を全て巡回し町民たちと話し合ったという。そして得た結論は、「これからは要求型は一切認めない。提案型・協力型になってほしい」というものだった。そのために、百人委員会という組織を立ち上げ、出されたアイデアを実現していった。その提案の一つが「森のようちえん」事業である。

東京からきた一人の母親の、「こんな自然の中で子育てできる幸せ、最高」の一言に町長は、「これだ」と直感したとのことである。自然、つまり野山をフィールドとした子育ては、新たな教育という観点で子どもが教育を変えていくと感じ、国や県に積極的に働きかけ、支援の予算獲得に動き始めたとのことである。今では毎年 3 組程度、「まるとんぼう」をめざして智頭町に移住してきており、全国の子育て世代が智頭町での子育てを選択して移住してくるといったモデルケースにしたいとのことである。

その他に、森林セラピーとして、「智頭町丸ごと民泊」ということで 4 年で 40 軒の民泊宿ができたとのことである。そしてその民泊を活用し、森林が医学的に精神を癒すのではないかと、国と協力した実証実験事業を全国から 10 社の企業が 1 月単位で参加して行われる予定と伺った。

また、智頭町は、保健・医療・福祉の一体的サービスを、智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」という施設で提供しており、智頭町保健センター、国民健康保険智頭病院、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、総合給食センターが効率的に配置され、運営されていた。

智頭にできて庄原にできない原因はどこにあるのか。「これからは要求型は一切認めない。提案型・協力型になってほしい」、寺谷町長のこの一言に智頭のまちづくりの思いが凝縮されている。「次は庄原の出番です」と、なりましょう！

## 男女共同参画プランについて

### 〔調査事項〕

男女共同参画プランについて

### 〔調査方法〕

担当課から聞き取り

### 〔調査期間〕

平成 26 年 1 月 27 日

### 〔調査内容〕

#### 1. はじめに

本市においては、平成 19 年 4 月に「庄原市男女共同参画プラン」（計画期間：平成 19～28 年度）を策定し、このプランに基づいた施策を推進してきた。残す計画期間は 3 年となったが、達成目標の目標値に対する現状値をみても、未達成のものが多い。経過を聞き未達成の要因を探るため、調査事項とした。

#### 2. 本市の状況について

全審議会等委員に占める女性の割合について、目標値、平成 28 年度末 30%以上に対し、平成 23 年度末 29.7%と、かなり良好な数値に思える。しかし実態は、同一女性が 4 つも 5 つもの役職を兼務されていることも稀ではない。

#### 3. 課題について

男女共同参画プランは多岐にわたる内容があり、家庭生活における男女共同参画の啓発・学習、子育て支援体制の充実、高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備などもほんの一部でしかない。プランの範囲は、個人、家族、学校、地域、行政単位、国、世界となり、目標数値だけでは計ることができない側面が強いことが指摘される。

#### 4. まとめ

国際連合の「女子に対する差別の撤廃に関する委員会」が提出した日本に対する最終見解（平成 21 年 8 月公表）においても多くの課題が指摘されており、それらの課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠とされている。国においては、平成 22 年 12 月「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、今後 5 年間の取り組みや成果目標を定めている。また、広島県では平成 23 年 3 月「広島県男女共同参画基本計画（第 3 次）」を策定し、「性別等にかかわらず、全ての県民が活躍でき、多様性に富んだ活力ある社会の実現」をめざすとしている。

本市としては、平成 19 年度より 10 カ年プランを策定して推進してきている。これまでの検証を活かし、社会環境の変化などを踏まえ、引き続き全市を挙げて積極的

に男女共同参画社会を進めていくことを強く求める。

具体的には、ヨーロッパが掲げているクォーター制（割り当て制度）の導入など、さまざまな場面で多くの女性が関われるような体制をつくりながら、行政として後押しをし、少しずつでも前へ進む方法を考えられたい。

## 指定管理における保育指導体制について

### 〔調査事項〕

指定管理における保育指導体制について

### 〔調査方法・調査期間〕

年	月	日	調査方法等
25	8	21	教育民生常任委員会
25	9	2	教育民生常任委員会（担当課からの聞き取り）
25	9	17	教育民生常任委員会
25	10	1	教育民生常任委員会
25	10	15	教育民生常任委員会
25	10	21	教育民生常任委員会（担当課からの聞き取り）
25	12	18	教育民生常任委員会
26	1	15	教育民生常任委員会
26	1	21	教育民生常任委員会
26	1	27	教育民生常任委員会
26	2	20	広島県北部こども家庭センター視察 （子育ての現状と課題について 清水篤判定指導課長より聞き取り）
26	2	24	教育民生常任委員会（参考人招致）
26	3	11	庄原保育所・庄原保育所保護者との懇談会
26	3	12	教育民生常任委員会
26	3	14	教育民生常任委員会

### 〔調査内容〕

#### 1. はじめに

指定管理により運営されている保育所は現在 7 所となり、公設公営の保育所の園児数を上回る園児が通う公設民営の保育所数となったことも踏まえ、指定管理者による保育指導体制について所管事務調査項目とした。

## 2. 本市の状況について

【指定管理による保育所】（平成 25 年 4 月現在）

保育所名	指定管理者	受入年齢	入所定員							
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	
庄原	庄原	株式会社敷信村 農吉	6ヶ月～	10	30	35	125			200
	敷信みのり	株式会社敷信村 農吉	6ヶ月～	10	20	20	76			126
	三日市	株式会社庄原市 総合サービス	6ヶ月～	4	16		60			80
	庄原北	株式会社庄原市 総合サービス	6ヶ月～	6	19		50			75
東城	東城	社会福祉法人東 城有栖会	6ヶ月～	10	15	25	35	40	45	170
高野	高野	社会福祉法人高 野会	6ヶ月～	21			39			60
総領	総領	株式会社庄原市 総合サービス	6ヶ月～	15			45			60

## 3. 課題について

今回の調査により、庄原保育所の多くの保護者から、「指定管理者と保護者会との保育に対する基本的考え方の乖離」があると指摘された。そもそもの原因は、十分な説明もなく保護者に知らされた指定管理による保育所運営であったと考えられる。また、選定された指定管理者から保育士を「さん」と呼ぶという方針が示され、保育士も殆どが入れ替わり、これまでの保育内容と大きく変わってしまうのではという保護者の不安は増幅していった。そして、「先生」と呼ばせるべきという保護者と「さん」と呼ぶという提案で受託したという指定管理者に対しての市の対応（説明等）は、ダブルスタンダードと言われても仕方がないので、あらゆる面で保護者と指定管理者の関係は悪化していったと思われる。

このことは、公設公営から指定管理による公設民営による保育を提案した執行者の

説明不足・指導不足によるものである。

#### 4. まとめ

指定管理における保育指導体制についてというテーマであったが、結果、庄原保育所にかかりつきりとなった。課題でも書いたが、保育士を「先生」と呼ぶか「さん」と呼ぶかの意見対立は深刻であったが、保育所保育指針には「先生」と呼ぶという記述もなく、保育士となっており、保護者会と指定管理者において協議の結果、不満を抱える保護者も多い中で、「先生」でも「さん」でも良いということで経過していた。

委員会としての調査が長期にわたった原因は、保育現場に足を運び課題解決に向けて迅速な行動をとらなかったことが挙げられる。

本年2月24日には、退所された園児の保護者2名を参考人招致という形でおいで頂き、意見をお聞きした。勇気をもっておいで頂いたことに、紙面上ではあるが感謝申し上げたい。

そして、3月11日に庄原保育所に出向き、まず、保護者会と懇談を行い、その後指定管理者と懇談した。保護者会との懇談では、今回の課題に関し、市への不満、指定管理者への不満、市議会への不満が噴出した。最後に保護者会長から、「何故、庄原保育所だけを特別に調査するのか。他の指定管理の保育所についてもすべきではないか」という問題提起をいただいた。

また、指定管理者との懇談では、開所当初は子どもも保育士も初めて会うし、新しい園舎のため、そういったことでの不安感はお互いにあったと思うが、早い段階から落ち着いたとのことであった。保育士を「さん」と呼ぶ件に関しては、敷信みのり保育所での5年間の実績を基に、庄原保育所指定管理者選定審査会に「さん」と呼ぶという提案をしており、「さん」と呼ばせてはいけないというのであれば受託を断ると市に説明したとのことであった。

終わりに、指定管理における保育指導体制について

指定管理者制度が導入され、冒頭にも触れたとおり7所となった。そして、指定管理者は、株式会社2社、社会福祉法人が2法人となっている。指定管理による保育は、公設公営の保育と違い受託会社の保育方針により保育される。しかし、あくまでも庄原市保育基本方針に外れない保育をすることは当然である。保護者の選択肢の少ない中において、特に庄原保育所においては、保護者、指定管理者、市、三者の溝は深く、設置者である市は、指導力を発揮し、この問題の解決に努めるべきである。